

男鹿市告示第49号

男鹿市議会臨時会の招集及び付議事件について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第3項の規定に基づき、令和5年4月男鹿市議会臨時会を下記のとおり招集する。

よって、地方自治法第101条第7項及び第102条第4項の規定により、告示する。

令和5年4月14日

男鹿市長 菅 原 広 二

記

- 1 日 時 令和5年4月21日 午前10時
- 2 場 所 男鹿市議会議事堂
- 3 付議事件
 - (1) 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - (2) 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - (3) 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について
 - (4) 令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第10号）の専決処分について
 - (5) 令和5年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）について
 - (6) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
 - (7) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
 - (8) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について
 - (9) 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について